

附 属 資 料

目 次

1 職員給与実態調査関係

令和7年職員給与実態調査の概要	1
第1表 任命権者別、給料表別職員数	2
第2表 給料表別給与額等	4
第3表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第5表 給料表別、級別、学歴別職員数	22
第6表 給料表別、級別平均給料額等	24
第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額	26
第8表 扶養手当の支給状況	27
第9表 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	27
第10表 職員の住居施設の利用状況	28
第11表 職員の通勤の状況	30
第12表 単身赴任手当の支給状況	34
第13表 定年前再任用短時間勤務職員等の給料表別、級別人員数	35
第14表 任期付職員の給料表別、級別人員数	36

2 職種別民間給与実態調査関係

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	37
第15表 産業別、企業規模別調査事業所数	38
第16表 職種別にみた民間給与額等	39
第17表 公民給与の比較における対応関係	47
第18表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	48
第19表 民間における初任給の改定状況	48
第20表 民間における住居手当の支給状況	49
第21表 民間における通勤手当の支給状況	49
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	50

3 生計費及び労働経済指標関係

令和7年4月の標準生計費算定方法の概要	51
第23表 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	52
参考1 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国との比較	52
参考2 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	53
第24表 労働経済指標	54

1 職員給与実態調査関係

令和7年職員給与実態調査の概要

令和7年の職員の給与実態調査を次により実施した。

1 調査の目的

職員の給与の実態を正確に把握し、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の時期

令和7年4月1日

3 調査の方法

「給与支給事務処理要領」（平成28年3月15日付け総事第296号）に基づき、総務事務センターで管理している給与関係データをもとに集計した。

4 調査の範囲

調査の時期に在職している職員

5 調査の項目

ア 基準学歴

イ 経験年数

ウ 年 齢

エ 適用給料表、級、号給

オ 扶養手当

カ 住居手当

キ 通勤手当

ク 単身赴任手当

ケ その他

6 調査結果

調査結果は、第1表から第14表に示すとおりである。

第1表

任 命 権 者 別 、

給料表 任命権者		計	行 政 職	公 安 職	教育職 (1)
計		人 15,765	人 4,508	人 2,061	人 2,965
知	事	3,837	3,446		14
議	会 議 長	32	32		
選 挙 管 理 委 員 会		6	6		
代 表 監 査 委 員		17	17		
教 育 委 員 会	本 庁 等	332	171		76
	県 立 高 等 学 校 等	3,127	235		2,874
	市 町 村 立 小 中 学 校	6,043	302		
人 事 委 員 会		16	16		
警 察 本 部 長		2,351	279	2,061	1
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		4	4		

(注) 1 県立高等学校等には、特別支援学校を含む。

2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていな

3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例
給料月額が決定される職員は、含めていない。

給 料 表 別 職 員 数

教育職（２）	研 究 職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）
人 5,832	人 174	人 24	人 101	人 100
2	155	24	99	97
73	11			1
18				
5,739			2	
	8			2

い。

附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により

第2表

給 料 表 別

給料表 区 分		計	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)
職員数 (人)		15,765	4,508	2,061	2,965
扶養親族数 (人)		11,947	3,037	2,449	2,455
	給料月額 (円)	5,668,023,600	1,499,150,800	700,568,700	1,143,550,200
	給料の調整額 (円)	19,075,100	654,100	105,900	10,037,600
	教職調整額等 (円)	116,085,616			41,381,480
	給料の特別調整額 (円)	95,529,400	33,885,300	6,249,800	11,641,500
	扶養手当 (円)	132,864,500	32,782,500	24,988,500	27,878,500
	地域手当 (円)	4,976,778	2,361,225	529,697	
	諸手当 (円)	256,712,276	65,172,702	31,014,683	45,522,582
	給与総額 (円)	6,293,267,270	1,634,006,627	763,457,280	1,280,011,862
職員一人当たり平均	給料月額 (円)	359,532	332,553	339,916	385,683
	給料の調整額 (円)	1,209	145	51	3,385
	教職調整額等 (円)	7,363			13,956
	給料の特別調整額 (円)	6,059	7,516	3,032	3,926
	扶養手当 (円)	8,427	7,272	12,124	9,402
	地域手当 (円)	315	523	257	
	諸手当 (円)	16,280	14,457	15,048	15,353
	給与月額 (円)	399,185	362,466	370,428	431,705
	扶養親族数 (人)				
	子	0.59	0.50	0.89	0.66
	(特定期間にある子)	0.22	0.20	0.19	0.25
	子以外	0.17	0.18	0.30	0.17
	計	0.76	0.68	1.19	0.83
	年齢 (歳)	42.5	40.8	37.3	45.3
	経験年数 (年)	20.9	19.8	16.8	22.7
	修学年数 (年)	15.2	14.3	14.0	15.8

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
2 給料の特別調整額には、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定められている管理職手当を含む。
3 「諸手当」とは、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等
4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

給 与 額 等

教 育 職 (2)	研 究 職	医 療 職 (1)	医 療 職 (2)	医 療 職 (3)
5,832	174	24	101	100
3,745	137	24	62	38
2,181,492,000	63,789,600	11,870,700	34,557,800	33,043,800
7,991,100		187,200	21,200	78,000
74,704,136				
41,125,400	1,318,800	802,700	505,900	
44,459,000	1,456,000	176,000	681,000	443,000
		2,085,856		
103,566,824	2,677,220	5,119,133	2,384,016	1,255,116
2,453,338,460	69,241,620	20,241,589	38,149,916	34,819,916
374,055	366,606	494,612	342,156	330,438
1,370		7,800	209	780
12,809				
7,051	7,579	33,445	5,008	
7,623	8,367	7,333	6,742	4,430
		86,910		
17,758	15,386	213,297	23,604	12,551
420,666	397,938	843,397	377,719	348,199
0.52	0.55	0.46	0.47	0.32
0.24	0.25	0.08	0.16	0.10
0.12	0.24	0.54	0.14	0.06
0.64	0.79	1.00	0.61	0.38
44.2	43.6	45.9	42.0	38.8
21.7	20.8	21.9	18.8	16.2
15.9	16.0	18.0	15.8	15.6

及び寒冷地手当である。

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第3表

給料表別、級別、

給料表	号給 職務の級	計																									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
行政職	1	851								20			14	2	1	29		3	29	4	6	28	6	15	2	30	1
	2	810				2					1		35	6	45	4	46	4	55	10	57	10	39	11	56	12	
	3	498											1	3	5		5	2	14	2	27	6	34	5	33	5	
	4	791												1			1			4	4		9		13	3	
	5	989															1										
	6	276	1			1												1									
	7	187												12	56	31	11	5	4	4	13	7	3	10	4	2	
	8	81		15	13	23	30																				
	9	23				1	22																				
	10	2					1		1																		
公安職	1	340						33			26	8		26	9	8	3	18	4	3	1	30	1	27	2	25	31
	2	315																			9		3		34	1	
	3	397													3				4		3	1	9		1		
	4	550											1				2		1		2		1				
	5	345																									
	6	51																									
	7	38	1																								
	8	15																								1	
	9	10			4	1	5																				
教育職(1)	1	154							3								1				1		1	1			
	2	2,484				17	2		22	2		24	2	1	17	3	9	17	3	14	7	5	3	23	1	11	4
	特2	73																									
	3	169																									
	4	85				1	1			1	2	5	7	8	13	9	14	5	9	2	1	7					
教育職(2)	1																										
	2	4,811															117	6	2	128	6	7	113	15	28	81	
	特2	145																									
	3	477																									
	4	399				7	11	28	69	47	35	42	17	17	24	13	17	18	8	14	11	7	14				
研究職	1	17																									
	2	41																2	1			2	1				
	3	93									2	2		2		2		2						1	1	2	1
	4	19																									
	5	4				2	1	1																			

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示している。
 2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の

号 給 別 職 員 数

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
14	9	80	7	30	59	20	8	88	9	40	42	32	32	62	15	54	5	31	2	12	2	6			1			1		
49	9	44	7	47	12	49	7	26	9	34	4	11	11	13	5	14		8	1	6	2	5	1	3	4	4	2	1	2	6
20	2	22	7	29	4	25	3	28	6	23	5	17	5	14	7	15	3	8	3	4	2	12	2	3	2	7	3	5	4	2
17	4	9	2	11	2	7	8	12	1	23	13	23	6	15	8	18	13	21	8	18	13	23	13	27	15	24	6	16	12	24
													1			1	1	1		4		8	2	5	1	10	6	15	5	15
										1	10	18	20	20	24	45	26	41	20	9	8	3	3	10	1	1	1	1	1	1
4		8	5	1	3	1					1							2												
1	1	40	5	3	3	12		4	3	2		2		1	1		2	1				2								
4		35	1	4		39	2	9	2	37	1	5	4	24	4	5	5	12	1	5	1	20	3	4		9	2	4	4	11
4		5		12	1	8		5	1	10		17	2	8	1	14		6	2	9	2	17	2	17	2	16	4	12	6	11
		6		4		3		4		6		5	1	7	2	5	2	9	2	8	2	8	2	3	1	12	3	16	6	12
												5	7	1		5	1	3	3	7	3	7	3	3	8	11	6	7	4	11
																														1
													2	2	2	5	6	3	2	2	2	1	4		2				2	1
2	6	4			1			1																						
1	1	1			1	1										3		3		3		1	1	1		3		1		1
9	5	16	3	21	3	16	5	24	1	21	5	15	4	21	6	13	3	32	5	24	3	21	8	20	5	19	8	20	13	21
					1			1	1	2	2	2		11	4	6	4	12	8	10	9	5	9	7	7	8	9	11	5	3
12	40	34	12	75	12	39	8	81	6	52	11	47	8	36	12	56	10	42	13	58	15	43	18	48	16	49	7	49		32
																										2				
																		1					3	1	1	3	4	4	4	6
		4			3			1		1	3		1							1										1
4			1	1		1		1	1	1	1	4		2		3		1		3	1	4	1	4						
	1	1	1	1			1	1										1				1		2					2	
								2	4	2	3	4	2		1			1												

給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

給料表	号給 職務 の級	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86
行政職	1																													
	2		2										1	1		1			1	1	2			1			1		1	
	3	1	5	4	5	1	3	4	1	1	3	1	2	2	1		2	3		1	1	1	2					1		1
	4	9	26	7	15	12	21	12	14	9	15	7	13	7	13	18	15	7	10	11	15	14	13	4	6	6	1	8	2	5
	5	6	16	33	48	20	18	19	34	29	12	23	35	24	22	36	30	39	30	27	29	35	37	24	21	24	23	22	19	14
	6	3		1		1	1	1	2																					
	7																													
	8																													
	9																													
	10																													
公安職	1							1												1										
	2	1	6	1	3																									
	3	1	21	3	18	3	15	2	12	2	13	4	14		14	4	6		10	2	8	1	2	2	3	2	11		3	1
	4	8	11	4	23	3	9	3	16	3	19	9	11	1	17	2	9	3	17	4	15	4	13	4	8	1	12	3	14	3
	5	10	11	7	19	6	9	5	8	4	12	4	8	3	7	10	5	5	5	5	3	2	4	4	6	7	6	6	1	3
	6	1		1	1		2		2	2	2	1	1	1		1	1	1	1	2			1	1			3	3	3	1
	7	1																												
	8																													
	9																													
教育職 (1)	1	1		1		2			1		3			3	2	2		2	2						3		2	1	1	3
	2	6	17	7	18	7	23	3	18	5	25	10	22	5	28	11	21	18	22	13	22	8	24	12	22	8	21	9	26	13
	特2																			1			4	14	7	8	9	3	7	4
	3	8	9	1	14																									
	4																													
教育職 (2)	1																													
	2	13	43	12	31	15	40	14	44	8	42	11	33	10	24	14	37	14	32	8	25	15	29	8	27	15	24	10	29	7
	特2	2	2		2			2	3	1	4	2	2	3	1	3		2	1	1	3	1	1	4	3	2	8	7	17	6
	3	4	7	1	10	14	20	40	31	21	13	14	13	20	14	19	14	10	22	26	9	12	19	15	82					
	4																													
研究職	1				1																				1					
	2									1																				
	3	2	1			1			1			2		1		1	3	3		1	1		1	3	2			2	2	1
	4																													
	5																													

87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117
1		2	1										1			1	1												1	
2	1			1		2				1	3				1	3						4								
4	2	2	2	1	2	16																								
22	15	127																												
4	1																													
8	5	10	1	11	6	9	2	9	1	3	3	1	1	2	2	4		5	1	3	5	2	2	3	4	4	4	4	1	2
1	4	5	8	2	5	3	5	1	2	29																				
9	1	8																												
	2	2		3	1	2		3		2	1	2	4	7	3	2	1	2	1	2	1	1	1	2			3	3		3
18	7	20	14	18	14	18	17	22	7	29	13	22	16	31	22	20	7	19	16	28	22	32	22	25	16	25	28	26	12	21
5	5	1	3	1	1																									
31	9	21	13	22	14	27	13	38	15	31	8	27	16	33	15	34	10	17	18	29	7	27	17	25	14	25	8	19	10	19
6	7	4	8	4	3	10	4	1	4	3	4	1		1																
2	1		4	1	3	27																								

給料表	給 号 給 職務 の級	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
行政職	1																													
	2								1																					
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	7																													
	8																													
	9																													
	10																													
公安職	1																													
	2																													
	3																													
	4	2	5	3	37																									
	5																													
	6																													
	7																													
	8																													
	9																													
教育職 (1)	1	1	4		2	1	1	2							2		1	1	2	1	1	3	2	1	1	1			2	1
	2	20	42	23	25	16	16	16	22	22	26	22	28	18	26	31	29	20	29	21	50	31	45	42	54	27	45	24	86	
	特2																													
	3																													
	4																													
教育職 (2)	1																													
	2	7	22	17	17	15	26	10	30	31	30	13	17	12	26	16	30	25	25	30	26	28	31	40	50	31	53	41	50	36
	特2																													
	3																													
	4																													
研究職	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													

[illegible]

給料表	号給 職務の級	給																											
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
医療職(1)	医	1	2																		1			1					
	療	2	7	2			1			1					1								1						
	職	3	7																									1	2
	(1)	4	8					1		1	5	1																	
医療職(2)		1																											
		2	14									1									1	1			1	4	1	1	
		3	21										2		2		1				1		1		3		3	2	
		4	13																									1	
		5	46																									1	
		6	2																										
	(2)	7	5									1	2	2															
医療職(3)		1																											
		2	23													3				5	1		3			1	1	2	
		3	37												1	1	1	1	1		3				2				
		4	9																										
		5	25																										
	(3)	6	6																										

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示している。
2 定年再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
3 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
1																														
		1																1					1			1				
2		2																												
1				2	2					1																				
1			1	1			1			2						1		1				1			1					
	1			1	1		1	2	1	1				1			1	1			2				1				3	
								1		1																				
		2				2		3																						
3		1		1		2		3				2		3	1	2	1			1		2								
					1					1		1		1																
					1		1																			1	1	1	1	1
								5	1																					

給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

給料表	号給 職務 の級	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86
医療職 (1)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
医療職 (2)	1																													
	2																													
	3																													
	4									1															1					
	5			1	1		2			1		3	1	2					1	2		1	1						2	1
	6																													
	7																													
医療職 (3)	1																													
	2																													
	3	1				1					1																			
	4										2		1						1											
	5		1	2	2		1		1					1					1			2	1			1				2
	6																													

給料表	号給 職務 の級	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
医療職(1)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
医療職(2)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	7																													
医療職(3)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													

第4表

給 料 表 別 、 級 別 、

給料表	年齢 職務の級	計	18	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
			歳未 満	歳																			
行政職	計	4,508 人		20	14	34	40	106	102	126	142	157	148	126	129	135	123	104	119	93	82	88	72
	1	851		20	14	34	40	106	101	126	140	157	72	22	8	5	2	1	1				1
	2	810							1		2		76	104	121	130	121	67	56	37	20	21	18
	3	498																35	62	56	60	67	36
	4	791																					17
	5	989																			1		
	6	276																1			1		
	7	187																					
	8	81																					
	9	23																					
	10	2																					
公安職	計	2,061		33	30	41	26	61	54	63	61	55	63	53	73	42	58	46	64	49	64	71	45
	1	340		33	30	41	26	61	54	49	19	9	6	2	5	1		2			1		
	2	315								14	37	41	46	39	41	24	23	21	20	5	2	1	1
	3	397									5	5	11	11	24	15	31	21	30	30	45	42	28
	4	550													3	2	4	2	14	14	16	28	16
	5	345																					
	6	51																					
	7	38												1									
	8	15																					
	9	10																					
教育職(1)	計	2,965			3		1	18	26	33	35	37	38	28	43	53	49	61	54	61	53	57	56
	1	154			3		1	1	2	2	2		3	2	3	5	3	1	3	6	2	6	4
	2	2,484						17	24	31	33	37	35	26	40	48	46	60	51	55	51	51	52
	特2	73																					
	3	169																					
	4	85																					
教育職(2)	計	5,832						117	139	147	142	148	141	120	113	129	128	111	94	106	105	103	69
	1																						
	2	4,811						117	139	147	142	148	141	120	113	129	128	111	94	106	105	103	69
	特2	145																					
	3	477																					
	4	399																					

(注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
 2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村

年 齢 別 職 員 数

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60歳以上	平均年齢
61	52	58	68	75	79	80	112	104	116	118	146	112	139	189	173	176	153	153	157	105	122		40.8 歳
				1																			24.2
5	4	3	6	4	2	1	1	1	1		3		1	1	1	1		1					31.0
34	23	27	21	15	8	5	9	4	6	3	4	1		3	5	6	1	4	1	2			37.5
22	25	27	41	55	64	65	71	61	53	56	60	34	30	27	20	25	11	4	13	5	5		46.1
					5	9	30	37	53	48	63	62	84	131	103	98	87	71	43	36	28		52.1
		1							3	11	8	7	15	16	28	23	28	35	43	23	33		54.6
								1			8	7	9	7	10	14	21	33	32	22	23		55.4
														4	6	9	4	3	19	11	25		56.7
							1					1					1	2	6	5	7		56.8
																				1	1		58.5
60	59	57	69	54	74	51	54	68	47	49	38	32	30	41	27	24	42	37	35	23	38		37.3
1																							22.1
																							28.3
31	22	13	19	6	4	3		1															34.5
26	37	38	43	32	39	21	28	39	18	17	10	8	11	13	9	6	12	15	13	7	9		43.5
2		6	7	16	31	27	26	24	26	23	23	16	14	17	6	11	22	13	11	10	14		48.7
								4	3	7	3	4	3	5	6	5	1	2	3	1	4		51.8
										2	2	4	2	6	5	1	3	6	4		2		52.7
															1	1	2		3	4	4		57.1
																	2	1	1	1	5		57.6
56	51	64	70	77	80	86	101	113	115	115	111	124	124	122	118	108	133	138	130	112	111		45.3
3	9	6	7	8	3	11	7	5	4	6	7	7	3	3	6	2	4		2	1	1		41.0
53	42	58	63	69	77	75	93	104	101	104	97	104	96	94	80	77	100	102	92	69	77		44.3
														3	5	6	6	13	11	15	14		56.5
							1	4	10	5	7	13	25	21	24	14	13	13	9	8	2		52.5
														1	3	9	10	10	16	19	17		56.8
71	69	81	83	98	82	115	100	111	122	126	151	170	224	260	272	280	272	319	305	306	303		44.2
71	69	81	83	97	78	111	80	86	93	89	114	126	165	170	182	191	195	218	203	201	196		42.1
				1	4	4	7	11	8	9	10	9	7	9	13	8	5	12	12	7	9		51.5
							13	14	21	28	27	29	47	62	50	41	35	39	33	21	17		52.5
												6	5	19	27	40	37	50	57	77	81		56.3

立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

給料表	年齢 職務の級	計	18	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
			歳未 満	歳																			
研究職	計	174 人						3	3	2	2	5	3	2	3	5	9	7	2	8	7	5	1
	1	17						3	3	2	2	3	1			1	1						
	2	41										2	2	2	3	4	8	7	1	6	3	1	1
	3	93																	1	2	4	4	
	4	19																					
	5	4																					
医療職 (1)	計	24										1	1	1		1	1	1			2	1	
	1	2										1	1										
	2	7												1		1	1	1			2	1	
	3	7																					
	4	8																					
医療職 (2)	計	101								2	4	1	6	2	4	3	4	4	4	1		2	2
	1																						
	2	14								2	4	1	4	2	1								
	3	21											2		3	3	4	4	4			1	
	4	13																		1		1	2
	5	46																					
	6	2																					
	7	5																					
医療職 (3)	計	100						3	4	3	2	5	5	1	2	3	4	3	5	4	2	4	2
	1																						
	2	23						3	4	3	2	5	5					1					
	3	37												1	2	3	4	2	5	4	2	4	1
	4	9																					1
	5	25																					
	6	6																					
全給料表		15,765		53	47	75	67	308	328	376	388	409	405	333	367	371	376	337	342	322	315	331	247

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
2 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	平均年齢
3	3			4	2	4		2	4	4	5	6	9	8	3	6	7	14	8	3	12		43.6 歳
	1																						25.8
				1																			31.7
3	2			3	2	4		2	4	4	5	6	9	8	3	6	6	10	1		4		48.6
																	1	4	6	3	5		57.4
																			1		3		58.5
							2		1	1	2				1	1			1		1	5	45.9
																							26.5
																							32.4
							2		1	1	2				1								48.0
																1			1		1	5	60.8
	3	1	1	4	3	2	1	3	5	4	4	3	1	7	2	3	2	2	7	2	2		42.0
																							26.2
																							31.0
	2	1		1	2	1					1			1									41.2
	1		1	3	1	1	1	3	5	4	3	3	1	6	1	3	1	2	3	1	2		49.8
															1		1						54.0
																			4	1			57.2
2	1	3	4	1	3	2	3	2	2	1	1	3	2	1		2	1	4	3	5	2		38.8
																							25.1
2		3	1			1						1						1					35.2
	1		2	1	2		1									1							42.8
			1		1	1	2	2	2	1	1	2	2	1		1	1	2	1	3	1		50.6
																		1	2	2	1		57.5
253	238	264	295	313	323	340	373	403	412	418	458	450	529	628	596	600	610	667	646	556	591	5	42.5

立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第5表

給料表別、級別、学歴別職員数

給料表	学歴 区分	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
	職務の級						
計	人員数	15,765 人	12,202 人	671 人	2,891 人	1 人	15.2 年
	構成比	100.0 %	77.4 %	4.3 %	18.3 %	0.0 %	— %
行政職	計	4,508	2,479	194	1,834	1	14.3
	1	851	365	83	403		13.9
	2	810	460	93	257		14.5
	3	498	372	13	112	1	15.0
	4	791	314	4	473		13.6
	5	989	541	1	447		14.2
	6	276	171		105		14.5
	7	187	157		30		15.4
	8	81	74		7		15.7
	9	23	23				16.0
	10	2	2				16.0
	構成比	100.0 %	55.0 %	4.3 %	40.7 %	0.0 %	—
公安職	計	2,061	980	133	948		14.0
	1	340	94	32	214		13.3
	2	315	161	20	134		14.2
	3	397	188	36	173		14.1
	4	550	306	34	210		14.3
	5	345	179	9	157		14.1
	6	51	25	1	25		14.0
	7	38	19	1	18		14.1
	8	15	5		10		13.3
	9	10	3		7		13.2
構成比	100.0 %	47.5 %	6.5 %	46.0 %		—	
教育職(1)	計	2,965	2,762	95	108		15.8
	1	154	58	42	54		14.1
	2	2,484	2,379	52	53		15.9
	特2	73	72	1			16.0
	3	169	169				16.0
	4	85	84		1		16.0
	構成比	100.0 %	93.2 %	3.2 %	3.6 %		—
教育職(2)	計	5,832	5,613	219			15.9
	1						
	2	4,811	4,618	193			15.9
	特2	145	130	15			15.8
	3	477	471	6			16.0
	4	399	394	5			16.0
	構成比	100.0 %	96.2 %	3.8 %			—

給料表	学歴 区分	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
	職務の級						
研究職	計	174 人	173 人	人	1 人	人	16.0 年
	1	17	17				16.0
	2	41	41				16.0
	3	93	92		1		16.0
	4	19	19				16.0
	5	4	4				16.0
	構成比	100.0 %	99.4 %	%	0.6 %		—
医療職 (1)	計	24	24				18.0
	1	2	2				18.0
	2	7	7				18.0
	3	7	7				18.0
	4	8	8				18.0
	構成比	100.0 %	100.0 %				—
医療職 (2)	計	101	90	11			15.8
	1						
	2	14	12	2			15.7
	3	21	21				16.0
	4	13	10	3			15.5
	5	46	40	6			15.7
	6	2	2				16.0
	7	5	5				16.0
	構成比	100.0 %	89.1 %	10.9 %			—
医療職 (3)	計	100	81	19			15.6
	1						
	2	23	23				16.0
	3	37	29	8			15.6
	4	9	7	2			15.6
	5	25	16	9			15.3
	6	6	6				16.0
	構成比	100.0 %	81.0 %	19.0 %			—

- (注) 1 学歴区分は、行政職、教育職(1)、教育職(2)、研究職、医療職(1)、医療職(2)及び医療職(3)の各給料表においては初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）別表第2の級別資格基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分（この場合において、医療職(2)の「短大3卒」は「短大卒」に含めた。）、公安職給料表においては同規則別表第3の学歴免許等資格区分表の学歴免許等の資格に対応する基準学歴区分によるものである。
- 2 平均修学年数は、前記の学歴区分に対応する修学年数により算出したものである。ただし医療職(1)にあつては大学卒18年、医療職(3)にあつては短大卒14年、高校卒11年とした。
- 3 定年再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
- 4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第6表

給 料 表 別 、 級 別

区分 職務の級	行政職					公安職				
	人 員	職員 1 人当たり平均				人 員	職員 1 人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 4,508	円 332,553	歳 40.8	年 19.8	年 14.3	人 2,061	円 339,916	歳 37.3	年 16.8	年 14.0
1	851	229,831	24.2	3.7	13.9	340	252,470	22.1	2.6	13.3
2	810	264,787	31.0	9.7	14.5	315	285,288	28.3	8.0	14.2
3	498	308,937	37.5	15.7	15.0	397	312,353	34.5	14.0	14.1
4	791	371,325	46.1	25.5	13.6	550	375,180	43.5	22.4	14.3
5	989	398,234	52.1	31.3	14.2	345	417,088	48.7	27.8	14.1
6	276	411,093	54.6	33.4	14.5	51	432,927	51.8	31.3	14.0
7	187	439,241	55.4	33.5	15.4	38	441,821	52.7	32.1	14.1
8	81	476,596	56.7	34.6	15.7	15	458,986	57.1	37.6	13.3
9	23	534,647	56.8	34.5	16.0	10	486,040	57.6	38.3	13.2
10	2	580,850	58.5	36.5	16.0					

区分 職務の級	教育職(1)					教育職(2)				
	人 員	職員 1 人当たり平均				人 員	職員 1 人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 2,965	円 385,683	歳 45.3	年 22.7	年 15.8	人 5,832	円 374,055	歳 44.2	年 21.7	年 15.9
1	154	305,959	41.0	19.5	14.1					
2	2,484	381,485	44.3	21.6	15.9	4,811	360,965	42.1	19.6	15.9
特2	73	439,360	56.5	34.0	16.0	145	418,710	51.5	29.2	15.8
3	169	450,242	52.5	29.7	16.0	477	428,260	52.5	29.9	16.0
4	85	478,338	56.8	34.2	16.0	399	450,860	56.3	33.9	16.0

平 均 給 料 額 等

区分 職務の級	研究職					医療職(1)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 174	円 366,606	歳 43.6	年 20.8	年 16.0	人 24	円 494,612	歳 45.9	年 21.9	年 18.0
1	17	249,635	25.8	3.1	16.0	2	352,400	26.5	2.5	18.0
2	41	305,782	31.7	8.8	16.0	7	419,214	32.4	8.9	18.0
3	93	395,752	48.6	25.8	16.0	7	512,757	48.0	23.7	18.0
4	19	432,447	57.4	34.6	16.0	8	580,262	60.8	36.6	18.0
5	4	496,800	58.5	36.3	16.0					

区分 職務の級	医療職(2)					医療職(3)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 101	円 342,156	歳 42.0	年 18.8	年 15.8	人 100	円 330,438	歳 38.8	年 16.2	年 15.6
1										
2	14	254,671	26.2	3.9	15.7	23	269,417	25.1	2.5	16.0
3	21	283,480	31.0	7.7	16.0	37	307,643	35.2	12.9	15.6
4	13	326,607	41.2	17.1	15.5	9	348,488	42.8	19.2	15.6
5	46	387,017	49.8	26.7	15.7	25	391,432	50.6	28.0	15.3
6	2	410,400	54.0	31.5	16.0	6	423,700	57.5	35.3	16.0
7	5	433,960	57.2	33.8	16.0					

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
2 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項により給料月額が決定される職員及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第7表

行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学		卒 高 校	
	区分	人 員	平 均 給 料 額	人 員	平 均 給 料 額
計		人 2,479 (89,012)	円 337,496 (329,432)	人 1,834 (40,610)	円 333,859 (341,511)
1年未満		60 (3,393)	227,318 (225,481)	31 (1,039)	199,348 (193,236)
1年以上 2年未満		60 (3,535)	230,701 (230,153)	26 (990)	204,653 (200,847)
2年以上 3年未満		71 (3,424)	234,070 (235,416)	31 (891)	209,551 (205,682)
3年以上 5年未満		168 (6,934)	239,831 (245,625)	82 (1,742)	216,519 (216,777)
5年以上 7年未満		178 (6,191)	253,848 (257,868)	83 (1,323)	229,227 (228,052)
7年以上 10年未満		243 (8,178)	265,473 (274,813)	171 (1,705)	240,474 (242,878)
10年以上 15年未満		339 (9,653)	295,070 (303,332)	143 (1,584)	264,080 (264,048)
15年以上 20年未満		174 (10,164)	334,343 (347,635)	101 (2,050)	286,626 (294,202)
20年以上 25年未満		270 (12,981)	380,749 (380,306)	147 (3,119)	345,577 (328,530)
25年以上 30年未満		371 (12,325)	400,986 (401,847)	223 (4,352)	369,996 (362,789)
30年以上 35年未満		367 (9,837)	419,648 (411,576)	354 (10,586)	390,019 (385,456)
35年以上		178 (2,397)	442,591 (413,873)	442 (11,229)	403,417 (399,600)

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。

2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。

3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第8表

扶養手当の支給状況

区分 給料表	扶養手当 受給職員数 (人)	受給者1人 当たりの 平均手当額 (円)	扶養親族数			
			子 (人)	配偶者 (人)	父母等 (人)	計 (人)
計	6,204	21,415	9,258	2,384	305	11,947 [3,482]
行政職	1,620	20,236	2,232	690	115	3,037 [878]
公安職	1,133	22,055	1,840	600	9	2,449 [397]
教育職(1)	1,261	22,108	1,948	446	61	2,455 [752]
教育職(2)	2,049	21,697	3,052	583	110	3,745 [1,383]
研究職	75	19,413	95	37	5	137 [44]
医療職(1)	13	13,538	11	12	1	24 [2]
医療職(2)	34	20,029	48	12	2	62 [16]
医療職(3)	19	23,315	32	4	2	38 [10]

- (注) 1 本表において「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者を示している。
2 「計」欄の〔 〕内は、5,000円加算の対象となる満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子の数を内数で示している。
3 任期付職員は含めていない。
4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第9表

給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	受給者計	受給者1人 当たりの平 均手当月額
旧支給割合	25%	20%	18～16%	16%	14～12%	12～8%		
本庁における主な職	部長	副部長	参事	総括課長	課長	担当課長		
受給者	人 22	人 57	人 71	人 270	人 741	人 497	人 1,658	円 57,617

- (注) 1 「旧支給割合」とは、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）による改正前の支給割合である。
2 管理職手当の支給を受ける職員については、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）による改正前の支給割合に対応する区分により分類している。
3 区分が5種の課長は、職務の級が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条第1項に規定する級別職務区分表により行政職給料表の6級及び7級に分類される職である。
4 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付職員は含めていない。
5 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第10表

職 員 の 住 居 施

1 住居の種類別等利用状況

区 分 給料表	公団・公営 住 宅	民間賃貸 住 宅	間 借 り	下 宿	計	単身赴任職員の 配偶者等の 住宅（借家等）
計	人 9	人 4,766	人	人	人 4,775	人 79
行 政 職		1,294			1,294	34
公 安 職	1	401			402	18
教 育 職 (1)		939			939	11
教 育 職 (2)	8	2,016			2,024	14
研 究 職		55			55	1
医 療 職 (1)		5			5	1
医 療 職 (2)		26			26	
医 療 職 (3)		30			30	

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 「単身赴任職員の配偶者等の住宅」とは、単身赴任手当を支給される職員が配偶者等の居住のために
 3 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付職員は含めていない。
 4 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

2 住居の種類別等住居費負担状況

家賃額 区 分		計	12千円 未 満	12	13	15	17	19	21	23	25	27
				5	5	5	5	5	5	5	5	
区 分				13	15	17	19	21	23	25	27	29
公 団 ・ 公 営 住 宅		9 人				1	1		1	2		
民 間 賃 貸 住 宅		4,766 人			1	1		4		3	7	6
間 借 り		人										
下 宿		人										
計		4,775 人	0	0	1	2	1	4	1	5	7	6
累 計	人 員	一 人	0	0	1	3	4	8	9	14	21	27
	比 率	一 %	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.6
単身赴任職員の配偶者等の住宅		79 人										

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付職員は含めていない。
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

3 住居手当の支給状況

区 分	借 家 ・ 借 間				単身赴任職員の 配偶者等の住宅（借家等）
受給者数・ 平均手当月額	11 千円 未 満	11千円以上 5 27千円未満	27 千 円	小 計	
手 当 受 給 者 数	9人	1,977人	2,789人	4,775人	79人
受給者1人当たりの平均手当月額	25,314円				13,042円

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付職員は含めていない。
 2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立

設 の 利 用 状 況

借り受けている住宅等をいう。

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55千円 以 上
31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	
1						1		1		1			
22	7	17	53	50	163	72	97	282	200	379	263	350	2,789
23	7	17	53	50	163	73	97	283	200	380	263	350	2,789
50	57	74	127	177	340	413	510	793	993	1,373	1,636	1,986	4,775
1.0	1.2	1.5	2.7	3.7	7.1	8.6	10.7	16.6	20.8	28.8	34.3	41.6	100.0
1			1		1		1	2	3	5	1		64

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第11表

職 員 の 通

1 通勤手当の受給者の状況

給料表 区分	計	交通機関等利用者			
		鉄道	バス	併用者等	計
計	12,592 人	473 人	670 人	202 人	1,345 人
行政職	3,130	279	482	168	929
公安職	1,398	95	130	2	227
教育職 (1)	2,592	61	18	16	95
教育職 (2)	5,161	29	24	6	59
研究職	154		7	1	8
医療職 (1)	5	1		3	4
医療職 (2)	83	5	5	2	12
医療職 (3)	69	3	4	4	11

(注) 1 高速自動車国道を利用する職員にあっては、交通用具使用者として調査した。
2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項

2 交通機関等利用者の所要運賃額別職員数

給料表 運賃額 区分	計	12千円未満	12 ～ 14	14 ～ 16	16 ～ 18	18 ～ 20	20 ～ 22	22 ～ 24	24 ～ 26	26 ～ 28	28 ～ 30	30 ～ 32	32 ～ 34	34 ～ 36	36 ～ 38	38 ～ 40	40 ～ 42	42 ～ 44
			～ 14	～ 16	～ 18	～ 20	～ 22	～ 24	～ 26	～ 28	～ 30	～ 32	～ 34	～ 36	～ 38	～ 40	～ 42	～ 44
行政職	1,191 人	603	82	61	50	18	14	17	7	17	7	3	4	13	2	1		
公安職	257 人	193	8	22	11	4	1		1		1			2				
教育職 (1)	261 人	35	3	5	8	3	5	2		1	3		3	5			1	
教育職 (2)	120 人	32	3	8	3	2	1	1	1		2	1	1	6		1		
研究職	13 人	8		1														
医療職 (1)	4 人	2																
医療職 (2)	21 人	6	3	1	1							1	1	2				
医療職 (3)	18 人	7		1				2										
計	1,885 人	886	99	99	73	27	21	22	9	18	13	5	9	28	2	2	1	
累計	人員	— 人	886	985	1,084	1,157	1,184	1,205	1,227	1,236	1,254	1,267	1,272	1,281	1,309	1,311	1,313	1,314
	比率	— %	47.0	52.3	57.5	61.4	62.8	63.9	65.1	65.6	66.5	67.2	67.5	68.0	69.4	69.5	69.7	69.7

(注) 1 所要運賃額は、通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）第7条の規定による額（交通機関等と交通用具との併用者にあつ
2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項

勤 の 状 況

交通用具使用者				交通機関等と交通用具併用者			
自動車	オートバイ等	自転車	計	自動車	オートバイ等	自転車	計
10,163 人	43 人	501 人	10,707 人	406 人	6 人	128 人	540 人
1,527	19	393	1,939	172	2	88	262
1,045	20	76	1,141	24	1	5	30
2,312	1	18	2,331	138	2	26	166
5,033	2	6	5,041	57	1	3	61
138	1	2	141	3		2	5
1			1				
61		1	62	6		3	9
46		5	51	6		1	7

により給料月額が決定される職員は、含めていない。

44 5 46	46 5 48	48 5 50	50 5 55	55 5 60	60 5 65	65 5 70	70 5 75	75 5 80	80 5 85	85 5 90	90 5 95	95 5 100	100 5 105	105 5 110	110 5 115	115 5 120	120 5 125	125 5 130	130 5 135	135 5 140	140 5 145	145 5 150	150 千円 以上
1	3		68	3	92	24	20	65	6	4	1		3			2							
			9		2		2	1															
3	2	2	23	2	61	19	16	39	12	4	1	1	2										
	1		5	1	23	5	3	14	5	1													
							1						1			1			1				
			1		1																		
					1		1	2	1		1												
					3	1	1	3															
4	6	2	106	6	183	49	44	124	24	9	3	1	6			3			1				
1,318	1,324	1,326	1,432	1,438	1,621	1,670	1,714	1,838	1,862	1,871	1,874	1,875	1,881	1,881	1,881	1,884	1,884	1,884	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885
69.9	70.2	70.3	76.0	76.3	86.0	88.6	90.9	97.5	98.8	99.3	99.4	99.5	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

ては、交通機関等に係る額のみ）により調査した。

により給料月額が決定される職員は、含めていない。

3 交通用具の使用距離別職員数

距 離 区 分		計	4 k m 未 満	4 5	6 8	8 10	10 12	12 14	14 16	16 18	18 20	20 22	22 24
交通用具													
自 動 車		10,569 人	1,682	1,369	1,100	862	707	521	445	445	336	283	254
オ ー ト バ イ 等		49 人	25	10	8		1		2	1	1		
自 転 車		629 人	531	82	13	2			1				
計		11,247 人	2,238	1,461	1,121	864	708	521	448	446	337	283	254
累 計	人 員	一 人	2,238	3,699	4,820	5,684	6,392	6,913	7,361	7,807	8,144	8,427	8,681
	比 率	一 %	19.9	32.9	42.9	50.5	56.8	61.5	65.4	69.4	72.4	74.9	77.2

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、交通用具の使用距離により調査した。
2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

4 高速自動車国道利用者の所要料金額別職員数

料 金 額 区 分		計	20千円 未 満	20 25	25 30	30 35	35 40	40 45	45 50	50 55	55 60	60 70	70 80	80千円 以 上
給料表														
計		206 人	89	17	26	15	32	14	5	6		2		
行 政 職		53 人	10	10	11	2	13	3	1	3				
公 安 職		2 人	2											
教 育 職 (1)		110 人	72	2	10	7	10	6	2			1		
教 育 職 (2)		26 人	5	3	3	2	9	3	1					
研 究 職		5 人		1	1	2			1					
医 療 職 (1)		人												
医 療 職 (2)		10 人		1	1	2		2		3		1		
医 療 職 (3)		人												

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	ㄱ	k m
26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	以上
229	247	192	188	160	156	133	122	301	198	140	102	76	77	54	40	57	36	18	9	30
				1																
229	247	192	188	161	156	133	122	301	198	140	102	76	77	54	40	57	36	18	9	30
8,910	9,157	9,349	9,537	9,698	9,854	9,987	10,109	10,410	10,608	10,748	10,850	10,926	11,003	11,057	11,097	11,154	11,190	11,208	11,217	11,247
79.2	81.4	83.1	84.8	86.2	87.6	88.8	89.9	92.6	94.3	95.6	96.5	97.1	97.8	98.3	98.7	99.2	99.5	99.7	99.7	100.0

る条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

5 通勤手当の支給状況

区 分 給料表	交 通 機 関 等									交 通 用 具									
	手 当 受 給 者 数								受給者 1人当 たりの 平均手 当月額	手 当 受 給 者 数								受給者 1人当 たりの 平均手 当月額	
	55千円	55千円 以 上	75千円 以 上	95千円 以 上	115千円 以 上	135千円 以 上	150 千円	小 計		4 k m	4 k m 以 上	10 k m 以 上	20 k m 以 上	40 k m 以 上	60 k m 以 上	80 k m 以 上	100 k m		小 計
	未満	75千円 未 満	95千円 未 満	115千円 未 満	135千円 未 満	150千円 未 満				未満	10 k m 未 満	20 k m 未 満	40 k m 未 満	60 k m 未 満	80 k m 未 満	100 k m 未 満	以上		
計	人 1,432	人 282	人 160	人 7	人 4	人	人	人 1,885	円 26,239	人 2,238	人 3,446	人 2,460	人 1,965	人 741	人 247	人 120	人 30	人 11,247	円 9,692
行 政 職	971	139	76	3	2			1,191	23,196	702	584	363	330	138	52	26	6	2,201	9,048
公 安 職	252	4	1					257	12,250	301	412	217	187	43	4	7		1,171	7,628
教 育 職 (1)	104	98	56	3				261	47,761	380	623	505	502	279	126	65	17	2,497	12,673
教 育 職 (2)	68	32	20					120	37,199	806	1,749	1,313	901	256	58	16	3	5,102	8,888
研 究 職	9	1		1	2			13	28,792	21	47	34	23	16	1	3	1	146	10,835
医 療 職 (1)	3	1						4	30,347	1								1	2,100
医 療 職 (2)	15	2	4					21	30,867	6	14	18	17	5	6	2	3	71	16,457
医 療 職 (3)	10	5	3					18	34,060	21	17	10	5	4		1		58	7,206

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、それぞれの区分に計上している。
2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
3 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第12表

単身赴任手当の支給状況

1 給料表別、任命権者別単身赴任手当受給者数

任命権者	区分		受給者数						
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 258	人 255	人 156	人 290	人 5	人 4	人 4	人 4	人 976
知事	228				5	4	4	4	245
教育委員会	27		156	290					473
本庁等	10			3					13
高等学校等	15		156						171
小・中学校	2			287					289
警察本部長	3	255							258
その他									

- (注) 1 高等学校等には、特別支援学校が含まれている。
 2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
 3 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

2 給料表別、支給額別単身赴任手当受給者数

支給額	区分		受給者数						
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 258	人 255	人 156	人 290	人 5	人 4	人 4	人 4	人 976
30,000円 80km未満	29	97	23	76		2	1		228
36,000円 80km以上 100km未満	62	57	34	65	1	1	1	1	222
38,000円 100km以上 150km未満	142	91	80	109	3		2	3	430
40,000円 150km以上 200km未満	14	6	19	33	1				73
42,000円 200km以上 250km未満	1			7					8
44,000円 250km以上 300km未満		1				1			2
46,000円 300km以上 500km未満	2								2
54,000円 500km以上 700km未満	6	3							9
62,000円 700km以上 900km未満	2								2
70,000円 900km以上 1,100km未満									
76,000円 1,100km以上 1,300km未満									
82,000円 1,300km以上 1,500km未満									
88,000円 1,500km以上 2,000km未満									
94,000円 2,000km以上 2,500km未満									
100,000円 2,500km以上									

- (注) 1 「支給額」欄中の距離数は、各々の支給額に対応する距離区分を示している。
 2 定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び任期付職員は、含めていない。
 3 定年が段階的に引き上げられるに伴い、一般職の職員の給与に関する条例附則第39項及び市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第41項により給料月額が決定される職員は、含めていない。

第13表

定年前再任用短時間勤務職員等の給料表別、級別人員数

1 定年前再任用短時間勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8以上
行政職	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
教育職 (2)	38		38							
計	39									

2 暫定再任用職員（フルタイム）

給料表	職務の級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8以上
行政職	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	156		2		135	10	1	6		2
公安職	36		2		11	23				
教育職 (1)	250	20	230							
教育職 (2)	247		247							
研究職	13		13							
医療職 (2)	2				2					
医療職 (3)	3				2	1				
計	707									

3 暫定再任用職員（短時間勤務）

給料表	職務の級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8以上
行政職	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	10		10							
教育職 (1)	9	1	8							
教育職 (2)	149		149							
研究職	2		2							
医療職 (2)	1		1							
計	171									

第14表

任期付職員の給料表別、級別人員数

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	15		12	2		1					
研究職	1			1							
医療職 (2)	6				6						
医療職 (3)	1				1						
計	23										

2 職種別民間給与実態調査関係

令和 7 年 職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査 の 概 要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和 7 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院及び他都道府県等の人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 532 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記 3 の(1)の事業所を組織、規模、産業によって 10 層に層化し、これらの層から 149 事業所を無作為抽出法により抽出したが、そのうち調査が完結した事業所は 126 事業所であり、その内訳は第 15 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 集計

ア 調査実人員

2,800 人（うち初任給関係職種 104 人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は 2,283 人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 13,745 人であり、うち、行政職に相当するものは 10,537 人である。

イ 算出

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第15表

産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産業	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 126	事業所 43	事業所 53	事業所 30
農 業 、 林 業 、 漁 業	1	0	1	0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	10	0	2	8
製 造 業	52	17	25	10
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	17	6	6	5
卸 売 業 、 小 売 業	8	5	3	0
金 融 業 、 保 険 業 、 不動産業、物品賃貸業	3	1	1	1
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医療、福祉、サービス業	35	14	15	6

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が23所あった。

2 調査対象事業所149所から規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた145所に占める調査完了事業所126所の割合（調査完了率）は86.9%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第16表

職 種 別 に み た

企業規模計（100人以上）

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額		
				きまって支給する給与		(A) - (B)
				(A)	うち時間外手当 (B)	
		人	歳	円	円	円
事業関係職種	支 店 長	(705) 7	(54.0) 54.2	(822,949) 649,132	(8,086) 5,286	(814,863) 643,846
	工 場 長	(520) 7	(54.6) 50.3	(758,465) 670,857	(3,397) 0	(755,068) 670,857
	事 務 部 長	(15,010) 47	(52.7) 53.2	(763,002) 622,006	(3,465) 6,731	(759,537) 615,275
	技 術 部 長	(9,651) 20	(53.3) 53.4	(752,347) 667,956	(6,048) 37	(746,299) 667,919
	事 務 部 次 長	(6,221) 10	(51.3) 51.7	(680,719) 582,618	(4,101) 0	(676,618) 582,618
	技 術 部 次 長	(3,499) 7	(52.7) 56.6	(710,627) 638,668	(9,020) 0	(701,607) 638,668
	事 務 課 長	(29,220) 86	(49.0) 51.1	(633,299) 575,021	(12,180) 14,971	(621,119) 560,050
	技 術 課 長	(23,949) 88	(49.5) 50.6	(641,486) 581,382	(17,382) 9,041	(624,104) 572,341
	事務課長代理	(10,342) 49	(46.4) 52.3	(551,367) 510,237	(48,191) 34,288	(503,176) 475,949
	技術課長代理	(6,711) 9	(47.4) 53.7	(582,450) 523,683	(44,525) 21,295	(537,925) 502,388
	事 務 係 長	(31,899) 194	(44.9) 46.6	(501,946) 454,264	(59,597) 58,312	(442,349) 395,952
	技 術 係 長	(23,589) 135	(45.8) 47.1	(542,632) 492,230	(80,403) 72,158	(462,229) 420,072
	事 務 主 任	(30,056) 175	(42.0) 43.7	(442,751) 370,165	(56,836) 37,521	(385,915) 332,644
	技 術 主 任	(23,251) 65	(42.6) 44.0	(493,552) 378,329	(79,652) 28,202	(413,900) 350,127
	事 務 係 員	(106,867) 718	(38.2) 38.4	(381,804) 321,820	(44,005) 31,707	(337,799) 290,113
	技 術 係 員	(79,494) 462	(36.5) 34.6	(403,977) 347,365	(57,992) 56,551	(345,985) 290,814

(注) 1 () 内は、人事院が調査した全国数値である。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

民 間 給 与 額 等

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	第17表参照
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同 上
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	同 上
係の長及び係長級専門職	同 上
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
	同 上

給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

企業規模計（100人以上）

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額		
				きまって支給する給与		(A) - (B)
				(A)	うち時間外手当 (B)	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	人 (13) -	歳 (46.5) -	円 (303,378) -	円 (7,710) -	円 (295,668) -
	自家用乗用自動車 運 転 手	(80) 3	(42.9) 58.8	(389,944) 313,566	(84,728) 52,333	(305,216) 261,233
	守 衛	(227) -	(50.9) -	(412,708) -	(68,710) -	(343,998) -
	用 務 員	(198) 31	(44.8) 36.5	(301,565) 246,502	(60,509) 39,133	(241,056) 207,369
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	(375) 4	(60.5) 63.0	(805,590) 776,717	(7,589) 0	(798,001) 776,717
	大 学 教 授	(2,378) 21	(57.8) 58.6	(734,052) 603,983	(4,919) 0	(729,133) 603,983
	大 学 准 教 授	(1,900) 18	(50.3) 52.4	(602,178) 509,495	(7,618) 0	(594,560) 509,495
	大 学 講 師	(1,292) 17	(45.0) 50.1	(548,570) 470,419	(23,763) 0	(524,807) 470,419
	大 学 助 教	(761) 23	(35.3) 43.6	(444,567) 396,505	(38,560) 0	(406,007) 396,505
	高 等 学 校 校 長	(40) -	(61.0) -	(801,619) -	(10,461) -	(791,158) -
	高 等 学 校 教 頭	(153) X	(55.7) 55.5	(676,952) 420,350	(13,651) 0	(663,301) 420,350
	高等学校主幹教諭	(16) -	(48.0) -	(656,739) -	(19,763) -	(636,976) -
	高等学校指導教諭	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
	高 等 学 校 教 諭	(1,762) 16	(45.3) 43.1	(536,686) 357,230	(26,742) 30,576	(509,944) 326,654
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	(56) X	(53.7) 58.5	(943,345) 908,780	(468) 0	(942,877) 908,780
	研 究 部 (課) 長	(1,115) 5	(50.5) 54.5	(721,198) 692,615	(5,838) 0	(715,360) 692,615
	研 究 室 (係) 長	(980) 13	(49.7) 55.7	(615,202) 643,808	(11,458) 0	(603,744) 643,808
	主 任 研 究 員	(1,737) 17	(45.5) 49.6	(557,756) 526,779	(20,673) 54	(537,083) 526,725
	研 究 員	(2,967) 26	(37.4) 32.0	(465,133) 374,322	(55,123) 33,905	(410,010) 340,417
	研 究 補 助 員	(262) 9	(32.8) 46.9	(371,407) 330,309	(43,674) 7,529	(327,733) 322,780

(注) 1 () 内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

企業規模計（100人以上）

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額		
				きまって支給する給与		(A) - (B)
				(A)	うち時間外手当 (B)	
医療 関係 職種	病 院 長	人 (52) -	歳 (63.4) -	円 (1,797,593) -	円 (81,811) -	円 (1,715,782) -
	副 院 長	(148) -	(59.0) -	(1,607,385) -	(141,822) -	(1,465,563) -
	医 科 長	(441) -	(53.7) -	(1,413,841) -	(199,095) -	(1,214,746) -
	医 師	(1,041) -	(44.3) -	(1,206,883) -	(156,312) -	(1,050,571) -
	歯 科 医 師	(37) -	(47.5) -	(854,809) -	(45,445) -	(809,364) -
	薬 局 長	(144) X	(51.6) 55.5	(519,850) 442,488	(30,011) 3,390	(489,839) 439,098
	薬 剤 師	(1,115) 11	(39.4) 38.8	(388,534) 369,010	(30,399) 22,329	(358,135) 346,681
	診療放射線技師	(1,414) 13	(39.2) 47.3	(381,081) 308,166	(33,417) 7,667	(347,664) 300,499
	臨床検査技師	(1,547) 14	(39.6) 41.4	(349,673) 293,335	(26,038) 3,642	(323,635) 289,693
	栄 養 士	(1,024) 18	(37.4) 33.1	(297,995) 258,226	(18,592) 3,444	(279,403) 254,782
	理学療法士	(3,158) 33	(34.4) 31.4	(317,301) 279,903	(15,176) 2,322	(302,125) 277,581
	作業療法士	(2,224) 21	(34.3) 31.5	(306,131) 283,694	(13,032) 1,073	(293,099) 282,621
	総看護師長	(192) 3	(55.1) 60.6	(551,806) 463,998	(20,008) 0	(531,798) 463,998
	看護師長	(2,439) 12	(49.0) 50.7	(455,988) 410,979	(38,825) 20,605	(417,163) 390,374
	看護師	(7,330) 70	(39.0) 39.2	(379,708) 322,552	(41,903) 30,402	(337,805) 292,150
	准看護師	(1,927) 9	(47.5) 44.6	(318,846) 334,389	(36,339) 34,172	(282,507) 300,217

(注) 1 () 内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備 考
部下に医師又は歯科医師 5 人以上
上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
部下に医師又は歯科医師 1 人以上
部下に薬剤師 2 人以上
部下に看護師長 5 人以上
部下に看護師又は准看護師 5 人以上

【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額		
				きまって支給する給与		(A) - (B)
				(A)	うち時間外手当 (B)	
事業関係職種	支 店 長	(5) -	(57.9) -	(514,793) -	(61,906) -	(452,887) -
	工 場 長	(6) -	(55.7) -	(748,059) -	(2,386) -	(745,673) -
	事 務 部 長	(783) 9	(52.7) 55.4	(592,768) 516,651	(6,942) 20	(585,826) 516,631
	技 術 部 長	(524) X	(51.8) 43.5	(567,246) 428,329	(13,449) 0	(553,797) 428,329
	事 務 部 次 長	(267) 4	(52.1) 57.0	(540,072) 520,986	(4,073) 10,384	(535,999) 510,602
	技 術 部 次 長	(200) X	(51.6) 51.5	(545,392) 409,080	(19,400) 0	(525,992) 409,080
	事 務 課 長	(1,248) 14	(49.2) 50.8	(502,793) 431,938	(13,772) 2,685	(489,021) 429,253
	技 術 課 長	(1,186) X	(49.2) 50.5	(468,609) 410,769	(16,803) 24,658	(451,806) 386,111
	事務課長代理	(562) 12	(48.0) 43.1	(513,954) 452,088	(32,700) 30,216	(481,254) 421,872
	技術課長代理	(336) -	(46.6) -	(469,233) -	(58,174) -	(411,059) -
	事 務 係 長	(2,009) 18	(46.0) 43.5	(403,338) 333,399	(34,655) 29,122	(368,683) 304,277
	技 術 係 長	(1,400) 7	(45.1) 45.5	(412,606) 301,932	(50,828) 13,831	(361,778) 288,101
	事 務 主 任	(1,973) 30	(42.4) 40.2	(344,828) 304,281	(28,527) 23,659	(316,301) 280,622
	技 術 主 任	(1,503) 7	(40.5) 40.6	(363,504) 260,024	(44,786) 22,127	(318,718) 237,897
	事 務 係 員	(7,790) 84	(38.6) 40.5	(320,792) 248,770	(23,646) 15,917	(297,146) 232,853
	技 術 係 員	(5,373) 14	(35.6) 40.8	(326,341) 226,535	(33,520) 16,244	(292,821) 210,291

(注) 1 () 内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

3 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

4 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

5 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

備 考
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
係の長及び係長級専門職
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）

給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

第17表

公民給与の比較における対応関係

職 員	民 間 事 業 所	
行政職給料表	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満
10級及び9級	支店長、工場長、部長、部次長	
8級	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7級		
6級	課長代理	課長
5級		
4級	係長	課長代理
3級		係長
2級	主任	主任
1級	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第18表

職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
新卒事務員	大 学 卒	円 220,575	円 220,886	円 205,700	円 203,333
	短 大 卒	196,300	X	X	-
	高 校 卒	191,190	192,620	186,500	X
新卒技術者	大 学 卒	263,000	263,000	-	-
	短 大 卒	X	X	-	X
	高 校 卒	199,283	202,623	186,500	-
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	229,152	229,542	205,700	203,333
	短 大 卒	201,367	205,750	X	X
	高 校 卒	195,268	197,745	186,500	X

(注) Xは、採用人数が2人以下である。

第19表

民間における初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大 学 卒	規模計 (100人以上)	% 18.9	% 76.8	% 23.2	% 0.0	% 81.1
	500人以上	28.6	90.2	9.8	0.0	71.4
	100人以上 500人未満	12.3	55.6	44.4	0.0	87.7
	【参考】 50人以上100人未満	6.7	100.0	0.0	0.0	93.3
高 校 卒	規模計 (100人以上)	20.0	89.8	10.2	0.0	80.0
	500人以上	27.3	89.8	10.2	0.0	72.7
	100人以上 500人未満	15.1	89.9	10.1	0.0	84.9
	【参考】 50人以上100人未満	3.3	100.0	0.0	0.0	96.7

(注) 初任給の改定状況欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

第20表

民間における住居手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	59.0%
支 給 し な い	41.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第21表

民間における通勤手当の支給状況

1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
99.0	(15.8)	(72.0)	(0.0)	(12.2)	1.0

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

2 自動車使用者に対する通勤手当の支給額の状況

	距離段階別定額制における支給月額						
距 離 (片 道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支 給 月 額	3,868円	6,956円	13,075円	18,863円	25,016円	31,526円	37,382円
距 離 (片 道)	70km	80km	90km	100km			
支 給 月 額	47,342円	51,847円	66,737円	75,392円			

(注) 1 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第22表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

部長級（非役員）		課 長 級		係 員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
50.5	49.5	51.5	48.5	54.5	45.5

（注）企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

3 生計費及び労働経済指標関係

令和7年4月の標準生計費算定方法の概要

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和7年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 ----- 食料

住居関係費 ----- 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ----- 被服及び履物

雑費Ⅰ ----- 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ ----- その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（勤労者世帯）における令和7年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

（注） 全国の標準生計費「1人世帯」とは、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和7年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

3 算定結果

算定結果は、第23表に示すとおりである。

第23表

盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位：円)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	32, 110	43, 380	55, 480	67, 570	79, 680
住居関係費	53, 950	70, 030	58, 440	46, 860	35, 270
被服・履物費	5, 640	4, 060	6, 470	8, 870	11, 280
雑費Ⅰ	24, 500	35, 910	50, 010	64, 100	78, 200
雑費Ⅱ	7, 420	12, 070	15, 800	19, 520	23, 240
計	123, 620	165, 450	186, 200	206, 920	227, 670

参考 1

盛岡市における 1 人世帯の標準生計費の全国との比較

(単位：円)

区分	盛岡市		全国	
食料費	32, 110	(89. 8)	35, 770	(100. 0)
住居関係費	53, 950	(115. 4)	46, 760	(100. 0)
被服・履物費	5, 640	(90. 5)	6, 230	(100. 0)
雑費Ⅰ	24, 500	(95. 5)	25, 660	(100. 0)
雑費Ⅱ	7, 420	(69. 7)	10, 640	(100. 0)
計	123, 620	(98. 8)	125, 060	(100. 0)

(注) () 内は、全国を100として計算した指数である。

参考 2

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.491	0.628	0.765	0.902
住居関係費	1.033	0.862	0.691	0.520
被服・履物費	0.300	0.477	0.655	0.832
雑費Ⅰ	0.247	0.344	0.441	0.539
雑費Ⅱ	0.285	0.373	0.460	0.548

(注) この換算乗数は、令和6年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第3位まで示したものである。

第24表

労 働 経

年 月					令和 6 年				
項 目					4 月	5 月	6 月	7 月	
賃金労働時間（厚生労働省毎月勤労統計調査）	きまって支給する給与	全国	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	316, 529	315, 038	317, 112	317, 490	
				前年同月比(%)	1. 8	2. 4	2. 5	2. 5	
			うち所定内給与	金額(円)	291, 329	290, 826	292, 818	292, 893	
				前年同月比(%)	2. 2	2. 6	2. 7	2. 8	
			うち所定外給与	金額(円)	25, 200	24, 212	24, 294	24, 597	
				前年同月比(%)	△ 2. 1	0. 2	0. 0	△ 0. 9	
	岩手県	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	260, 472	259, 172	262, 732	263, 219		
			前年同月比(%)	1. 8	2. 3	2. 6	2. 0		
		うち所定内給与	金額(円)	241, 047	240, 172	243, 692	243, 522		
			前年同月比(%)	1. 7	2. 2	2. 9	2. 1		
		うち所定外給与	金額(円)	19, 425	19, 000	19, 040	19, 697		
			前年同月比(%)	2. 6	3. 2	△ 0. 3	0. 1		
労働時間	全国	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	147. 5	144. 2	145. 6	148. 0		
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	12. 2	11. 6	11. 6	11. 8		
	岩手県	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	149. 7	144. 3	147. 3	151. 2		
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	10. 3	9. 4	9. 7	10. 2		
生計費	消費支出(全世帯) (総務省家計調査)	全国	金額(円)	345, 020	318, 560	300, 228	312, 568		
			前年同月比(%)	3. 2	2. 2	0. 6	2. 0		
		東京都区部	金額(円)	420, 710	426, 559	342, 262	380, 047		
			前年同月比(%)	7. 5	23. 9	8. 8	10. 1		
		盛岡市	金額(円)	270, 732	278, 388	379, 647	285, 751		
			前年同月比(%)	△ 13. 5	△ 9. 4	50. 0	△ 5. 9		
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	2. 5	2. 8	2. 8	2. 8		
		東京都区部	前年同月比(%)	1. 8	2. 2	2. 3	2. 2		
		盛岡市	前年同月比(%)	3. 1	3. 7	3. 2	3. 3		
	国内企業物価指数(日本銀行)			前年同月比(%)	1. 2	2. 3	2. 6	3. 1	
雇用	常用雇用指数(調査産業計) (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国	前年同月比(%)	1. 1	1. 2	1. 4	1. 3		
		岩手県	前年同月比(%)	0. 5	0. 8	1. 6	1. 2		
	完全失業率(総務省労働力調査)			比率(%)	2. 6	2. 6	2. 5	2. 6	
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全国	倍率(倍)	1. 26	1. 25	1. 24	1. 25		
		岩手県	倍率(倍)	1. 20	1. 20	1. 17	1. 19		

- （注） 1 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は令和2年基準である。
 2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は季節調整値である。

済 指 標

8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 7 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
315,918 2.8	316,549 2.6	319,057 2.6	319,881 2.9	319,913 2.8	314,095 2.5	313,462 1.8	316,657 1.5	323,962 2.3	321,399 2.0	324,349 2.3
291,386 2.9	292,542 2.9	293,590 2.8	293,859 3.0	294,316 3.0	289,935 2.6	289,013 1.7	291,902 1.6	298,405 2.4	296,908 2.1	299,777 2.4
24,532 1.5	24,007 △ 1.6	25,467 0.2	26,022 1.2	25,597 0.9	24,160 2.2	24,449 2.5	24,755 △ 0.6	25,557 1.4	24,491 1.2	24,572 1.1
260,500 1.1	258,165 1.2	262,417 0.5	260,993 0.3	265,164 2.4	257,124 △ 1.5	256,375 △ 1.5	264,826 1.0	268,228 3.0	266,161 2.7	267,392 1.8
239,422 0.4	239,625 2.0	242,613 0.6	241,093 1.1	244,847 3.0	237,758 △ 1.2	235,897 △ 2.0	242,312 0.1	246,695 2.3	245,953 2.4	247,163 1.4
21,078 10.1	18,540 △ 7.9	19,804 △ 0.5	19,900 △ 8.4	20,317 △ 4.6	19,366 △ 5.2	20,478 4.0	22,514 10.6	21,533 10.9	20,208 6.4	20,229 6.2
138.3 10.8	139.5 11.5	146.7 12.2	146.4 12.1	142.2 11.7	135.0 11.1	135.6 11.4	138.1 11.8	145.4 12.0	140.5 11.3	145.2 11.3
138.8 9.6	142.4 9.5	150.3 10.4	147.3 9.9	144.8 10.4	136.5 10.2	139.0 10.3	142.2 10.9	150.7 10.9	145.2 10.5	150.7 10.2
318,764 2.3	308,417 △ 1.1	327,613 △ 0.9	316,535 4.9	379,200 8.7	331,341 5.8	313,977 2.0	382,959 8.2	363,182 5.3	351,466 10.3	323,202 7.7
390,475 5.1	350,919 △ 3.7	326,903 △ 23.6	374,470 12.6	395,005 △ 7.3	389,110 4.9	332,487 △ 3.7	464,871 4.9	400,350 △ 4.8	410,318 △ 3.8	353,859 3.4
382,814 16.3	300,749 △ 1.9	318,020 △ 11.3	401,832 35.6	389,050 6.7	316,260 10.6	288,529 △ 19.4	386,481 6.4	334,354 23.5	292,091 4.9	258,173 △ 32.0
3.0	2.5	2.3	2.9	3.6	4.0	3.7	3.6	3.6	3.5	3.3
2.6	2.1	1.8	2.5	3.1	3.4	2.8	2.9	3.4	3.4	3.1
2.7	2.1	2.4	2.9	3.5	3.8	3.5	3.7	3.4	3.3	3.3
2.6	3.1	3.7	3.8	4.0	4.2	4.3	4.3	4.1	3.3	2.9
1.3	1.2	1.4	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9	1.1	1.1	1.0
1.3	1.3	0.6	0.9	1.5	1.5	1.5	0.1	0.4	0.0	△0.6
2.5	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5
1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24	1.22
1.20	1.20	1.18	1.17	1.17	1.18	1.18	1.21	1.19	1.19	1.19